

## 総務政策委員会会議録

### 招 集

令和5年2月13日（月）午前10時 議場

### 出席委員（9名）

（委員長）岡田啓介 （副委員長）金城雅子  
伊藤ひろえ 稲田清 奥岩浩基 徳田博文  
松田真哉 森田悟史 渡辺穰爾

### 欠席委員（0名）

### 出席した事務局職員

松下局長 田村次長 長谷川議事調査担当係長

### 傍聴者

岩崎議員 田村議員 塚田議員 津田議員 戸田議員 錦織議員 又野議員  
森谷議員 矢田貝議員 吉岡議員  
報道機関 4社 一般1名

### 説明のため出席した者

【総務部】永瀬部長

[総務管財課] 松本課長 清水財産管理担当課長補佐

[調査課] 足立課長 宇山課長補佐兼行財政調査担当課長補佐 泉原担当課長補佐

[職員課] 伊藤課長 楠課長補佐兼人事担当課長補佐

【総合政策部】八幡部長

[総合政策課] 堀口次長兼課長

[都市創造課] 相野課長 石原都市計画担当課長補佐

[交通政策課] 倉本課長 山根課長補佐 石上係長

【都市整備部】

[都市整備課] 北村課長 森公園街路担当課長補佐

### 報告案件

- ・定年延長制度導入に伴う職員採用の取扱いについて [総務部]
- ・令和5年4月1日付け行政組織機構改正について [総務部]
- ・庁舎再編に係る令和5年度の取組について [総務部]
- ・だんだん広場の管理移管について（報告） [総合政策部]
- ・地域公共交通計画（素案）について [総合政策部]

~~~~~

### 午前10時00分 開会

○岡田委員長 それでは、ただいまから総務政策委員会を開会いたします。

本日は、当局から5件の報告がございます。

そのうち総務部から3件の報告がございます。

初めに、定年延長制度導入に伴う職員採用の取扱いについて、当局の説明を求めます。

伊藤職員課長。

**○伊藤職員課長** まず、職員課作成の1枚物の資料を御覧ください。定年延長制度導入に伴う職員採用の取扱いについて御説明させていただきます。

背景としまして、令和5年度から段階的な定年の引上げに伴って、令和14年度までの期間におきましては、定年退職者が2年に一度しか生じないこととなります。しかしながら、職員採用におきましては優秀な人材の確保及び地域の雇用情勢の安定化を図るためにも、前年度に定年退職者が生じない年度におきましても一定数の職員採用を行い、平準化を図ることが必要になってまいります。

こちらのその下に表を記載しておりますが、こちらにつきましては定年退職者が生じる年度を表したものです。前年度に定年退職者が生じない年度といえますのは、こちら最初のところでいきますと、令和5年度の退職者がゼロ人、令和6年度のところが退職者22人ということですので、令和6年度の4月1日におきましては定年退職者がいないので、定年退職における補充はすると人数が増えるということになりますので、そういった形でこの説明としては、前年度に定年退職者が生じない年度とは、令和6年、8年、10年、12年、14年度を表しております。

続きまして、2番目、定年延長制度に伴います職員採用の取扱いにつきましては、当該年度におきまして、その各年度における定年退職者の2分の1を超えない範囲で職員採用の前倒しを行うものとしたします。

これに伴い、当該年度において米子市職員の定数に関する条例で定める職員定数を上回ることがないようにするため、当該年度に限定した特例措置を設けたいというふうに考えております。

その内容としましては、3番目、米子市職員の定数に関する条例の改正。当該年度におきましては、採用職員数のうち当該各年度の定年退職者の数の2分の1を超えない範囲の職員数を定数の外に置くことができるよう特例措置を設けることとし、令和5年3月議会に一部改正条例案を上程する予定としております。

以上で説明を終わります。

**○岡田委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの質疑、意見を求めます。ないですか。

〔「なし」と声あり〕

**○岡田委員長** ないようですので、次に参ります。本件については終了いたします。

次に、令和5年4月1日付け行政組織機構改正について、当局の説明を求めます。

足立調査課長。

**○足立調査課長** そういたしますと、令和5年4月1日付け行政組織機構改正につきまして御説明させていただきます。

まず本日の資料についてでございますが、お手元に2種類お配りしております。

まず、別紙としてあります新旧対照表を御覧いただけますでしょうか。こちらこのたびの機構改正で変更のある部局のみ掲載しております。

また、塗り潰してある部分についてでございますが、こちらにつきましては改正前と改正後でそれぞれ存在していないものについて塗り潰しております。例えば例で挙げますと、総務部におきましては、改正前は情報政策課はございませんので、塗り潰していると。ま

た、総合政策部におきましては、改正後には情報政策課はなくなりますので、塗り潰しているといった具合でございます。

そういたしますと、本日は、もう一方の右上に総務政策委員会資料と記載のある資料により概要を説明させていただきます。

このたび改正の目的につきましては、1に記載のとおりでございます。

その具体的な内容につきまして、2の改正の概要に沿って説明させていただきたいというふうに思います。

まず、(1)についてでございますが、このたびの機構改正では本市の重点課題の対応のために4つの体制整備というものを行うこととしております。

まず、1つ目といたしましては、フレイル対策推進課を新たに設置いたします。これまでも健康対策課の中にフレイル対策推進室がございましたが、フレイル対策と介護予防をより一層推進するために新たに課を設置するものでございます。

続きまして、2点目でございますが、この部分ですね、令和6年度の10月になりますけれども、ねんりんピックのとっとり大会が開催される予定というふうになっております。米子市におきましては7競技、弓道、剣道、ボート、水泳、ダンススポーツ、ソフトボール、ソフトテニスという7競技が実施されることになっておりまして、この大会に向けました本格的な準備を行うための体制を整えるために、経済部の文化観光局にねんりんピック推進課を設置いたします。

続きまして、3点目についてでございますが、総合政策部の情報政策課の総務部への移管についてでございます。こちらにつきましてはこれまで本市業務のデジタル改革につきましては、総合政策部の総合政策課、情報政策課、そして総務部の調査課が連携を図りながら推進してまいりましたが、デジタル改革の取組を加速いたしまして一層の住民の利便性の向上、そして業務の効率化というものを図っていきたいと考えておりまして、デジタル改革関連施策の統括、推進をしていくためのものでございます。

最後に、4点目でございますが、文化観光局の文化振興課に史跡整備推進室を設置いたします。このことにつきましては米子城跡の整備が本格化してくる中で、その他の史跡整備、活用も含めまして着実に計画を進めていくための体制を整えるためのものでございます。現在の文化振興課の体制は、文化振興担当、そして文化財室の2つの担当室で構成されていましたが、このたびの史跡整備推進室を新設しまして、合計3つの担当室で進んでいくことというふうになります。

そういたしますと、次に、(2)につきましてですけれども、事務処理体制の再編についてでございます。

まず、アの特別医療、国民年金に関する事務の移管についてでございます。こちら当該事務につきましては現在市民二課が所管しておりますが、市民二課、御存じのようにマイナンバーですとかおくやみコーナーなどを担当しておりまして、事務のボリュームがちょっと若干増えてきている状況、実態がでございます。また、令和4年4月の機構改正におきまして税と国民健康保険料の収納業務の一元化を行った際に、保険課が所管しておりました国民健康保険料と後期高齢者医療保険料の収納業務を収納推進課に集約しております。各課の業務量のバランス的なことも考慮いたしまして、市民二課が所管している特別医療と国民年金に関する事務を保険課に移管することというふうにいたしました。また、この

移管に伴いまして保険課の名称を、以前もあった名称なんですけれども、保険年金課に変更いたします。

次に、イ、そしてウですけれども、収納推進課の再編、そして長寿社会課の再編につきましては、それぞれの課の体制強化を図るものでございます。

ここまでは課や担当の形を変えるものの説明をさせて頂いていただきましたが、それ以外につきまして、エの部分なんですけれども、エに記載のとおり事務の効率化ですとか住民の利便性の向上の観点から、事務の移管や所管の明確化といった事務分掌の整理を行うことというふうにしております。こちらにつきましては全てを説明いたしません、主立ったものを幾つか説明させていただきます。

まず、(イ) についてですけれども、移住定住の促進に関する事務につきましては、現在総合政策課が所管しておりますが、移住者の相談内容のその多くにつきましては地域に根づいたものでございまして、令和4年の4月にまちづくり企画課を新設しましたことから、このタイミングで事務を移管するものでございます。

次に、(ウ) 未熟児養育医療に関する事務についてでございます。こちらの事務につきましては、現在ふれあいの里にあるこども相談課が所管しているところでございますが、この未熟児養育医療の申請の際には特別医療費の受給資格者証の発行が必要であることから、市民の利便性の向上と事務の効率化、両方の観点から考えまして、この事務につきましては保険年金課に移管することといたします。

そして(ク) ですけれども、都市公園及び緑地に係る事務についてでございます。こちらにつきましては現在建設企画課と都市整備課がそれぞれ許認可と維持管理を行っておりますけれども、公園業務につきまして効率的かつ迅速に行うために都市整備課に一元化するものでございます。

そういたしますと、最後となりますけれども、4、その他に記載しておりますとおり、このたびの改正に伴いまして、組織条例の一部改正を行う必要がございます。こちらにつきましては3月の定例会におきまして改正案を上程する予定としているところでございます。私からの説明は以上でございます。

**○岡田委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの質疑、意見を求めます。

奥岩委員。

**○奥岩委員** 何点か確認させてください。

まず史跡整備推進室の件なんですけど、現状米子城跡の整備計画については特段遅れ等はなく順調に進んではいらっしゃるけど、さらに着実に進めるために担当推進室を置かれるということではよろしいでしょうか。

**○岡田委員長** 足立調査課長。

**○足立調査課長** 今の米子城跡の進行状況につきましては、2日後の都市経済委員会において文化振興課のほう詳しく説明する予定にしておるところでございますので、具体的な内容については今お話をすることは避けさせていただきますけれども、今、委員おっしゃられますように当然米子城跡につきまして整備のほう本格化してくる中で着実にその業務を進める必要があるということで、このたび体制を整備しまして、米子城跡だけじゃなく市内の史跡整備について着実に進める体制を整えるといったものでございます。以上です。

○岡田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 計画と事業の推進内容については伺わないんですけど、担当の職員さんが何人から何人になるとか、そういったところは変更ありますか。

○岡田委員長 足立課長。

○足立調査課長 今の2つの担当室を3つに分けるということを先ほど申し上げたのですが、イメージ的にはもともとある文化財室を史跡整備推進室と文化財担当に再編するとイメージで持ってやっていただければと思います。そのすみ分けといいますかにつきましては、例えば史跡の整備ですとか活用というものにつきましては新しく設置いたします史跡整備推進室が担うことになりまして、保存ですとかいったことに関しては文化財担当が担うというふうにご考えておるところでございます。

先ほど御質問ありました人数についてですけれども、今の時点で何人増えるということでは申し上げられる状況ではないんですけども、若干名増やす予定というふうにはしているところでございます。以上です。

○岡田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 条例改正も考えておられて機構改革されるということですので、着実に事業を進めるためにこういった対応されるということですので、ある程度人数は把握していただきたかったですけど、若干名というのは1名とか2名とか、そういった感じですか。

○岡田委員長 永瀬総務部長。

○永瀬総務部長 人事のこともありますので、今検討中なんですけど、1人が専任で1人増やして、もう1人、兼務で1人増やそうかと思っております。その兼務の1人というのは、都市整備部との連携が今回、今後の整備を進める上で重要じゃないかというふうに今考えておりました、その都市整備部職員との兼務も合わせて2名増員しようかなと思っております。以上です。

○岡田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 よく分かりました。ありがとうございます。

続きまして、保険年金課さんのほうなんですけど、これがおくやみコーナーとかいろいろあって業務量が増えたんですかね。減ったんじゃないかと、増えたんですか。

○岡田委員長 足立課長。

○足立調査課長 減ったといいますか、要は市民二課が新たにといいますか、昨年市民二課を設置いたしまして、市民二課にいろいろ、例えばおくやみコーナー等々を担わす課として新設したということで、要は先ほど移管すると申し上げましたのは、もともと移管するものにつきましては保険課が担っていた業務でございまして、全体のバランスを考えたときに親和性からもそのような配分にしたほうがいいんじゃないかということで移管するものでございます。ちょっと答えになってないかもしれませんが。

○岡田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 すみません。よく分からなかったんですけど、スマート窓口設置に当たっておくやみコーナーも新設されて、プラスで機構改革もされてということで、市民の皆様の窓口での利便性の向上でスマート窓口、おくやみコーナー等々いろいろ対応されて、現在市民二課さんのほうで対応はされてるんですけど、その業務量は増えたんですかね。減ったんですかね。

○岡田委員長 宇山調査課課長補佐。

○宇山調査課長補佐兼行財政調査担当課長補佐 御説明申し上げます。

市民二課につきましては、新たに設置された後、マイナンバーカードの交付対応ですとか、あるいはおくやみコーナーの設置につきまして業務が増えています。市民二課につきましては、もともと生活年金課が母体となっておりますので、その業務の中に特別医療と国民年金に関する業務が入っておったわけですが、その市民二課の業務が増えたと。

片や保険課につきましては、徴収業務が収納推進課のほうに移りましたので、保険課のほうはその分業務量が減った。市民二課が増えて、保険課が減ったというところで、そのバランスも考えて、もともと保険課の業務であったこともある特別医療、国民年金の業務について市民二課から保険課に今回戻させていただくということでございます。以上です。

○岡田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 業務量のところは分かりました。

これそういたしますと、保険年金課さんに替わられて、現状、先ほど御説明もあって、今も聞かせていただいたんですけど、スマート窓口稼働してますよね。おくやみコーナーもありますっていうところで、その辺で来庁される市民の方に対しての利便性の変化とか、プラスアルファになるところというのはありますか。

○岡田委員長 宇山課長補佐。

○宇山調査課長補佐兼行財政調査担当課長補佐 もちろんスマート窓口の設置、それとおくやみコーナーの設置によりまして来庁者の方の利便性の向上というのは図られているというふうに考えておりますけれども、そのこととは別にと申しますか、その両課の業務量のバランスを考えると特別医療、国民年金の事務については保険年金課のほうにこのたび所管をさせるということでございます。以上です。

○岡田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 何が言いたいかといいますと、業務していただくに当たって目線は常に市民の皆様が目線でしていただきたいので、単純にここの課の業務が多いからこっちにしようとか、こっちが少ないからそっちに移動しようというのではなくて、今、宇山さんのほうから御答弁ありましたとおり現状スマート窓口によって利便性図られてますと。その上で今回は業務量が減ったところがあるので、そこに行っても差し支えないだろうというような考えでやっておられるのでしたら賛同いたしますし、進めていただきたいですし、そういった人事は必要だと思えますので、よろしくお願ひします。

あと一点、未熟児養育医療の分なんですけど、これはこども総本部から市民生活、保険年金課さんへ移管するということなんですけど、現状この事務といいますか、手続対応はどちらのほうでされてるものでしょうか。

○岡田委員長 宇山課長補佐。

○宇山調査課長補佐兼行財政調査担当課長補佐 現状といたしましては、未熟児養育医療に関するお手続につきましては、こども相談課のほうでしていただいているという状態でございます。

○岡田委員長 奥岩委員。

○**奥岩委員** そういたしますと、保護者さんの方ですね、今ふれあいの里のほうに行かれて、一括でそちらで全部手続をされてるということだと思うんですけど、これが保険年金課さんに移管されるに当たって保護者さんのほうは、ふれあいの里と本庁舎と両方で手続が必要になるのでしょうか。それともリモート等につながられて、ふれあいの里で全て完結するのでしょうか。

○**岡田委員長** 宇山課長補佐。

○**宇山調査課長補佐兼行財政調査担当課長補佐** 現状、未熟児養育医療のお手続につきましては、こども相談課のほうで全てやっておるんですが、その際に特別医療の受給資格者証が必要となってまいりまして、その特別医療のお手続は、本庁舎の今は市民二課の窓口でのお手続が事前に必要になってくるということでございまして、そのために両方に足を運んでいただかなければならないケースというのが生じておりました。まず本庁舎で特別医療のお手続していただいて、その後ふれあいの里で未熟児養育医療というふうに両方に足を運んでいただかないといけないケースが生じていたんですが、これを未熟児養育医療の業務を移管することによって本庁舎で一本化するということでございます。以上です。

○**岡田委員長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** ありがとうございます。

そこの市民の皆さんに対しての利便性のお話が先ほど御説明のときに課長さんのほうから全くなかったものでしたから、確認させていただきました。普通にお話を聞いていると、ただただ業務がここが大変だからここに移行しましたよってというふうにも聞こえかねないような説明でしたので、先ほども申し上げましたけど、市民目線に立ってどういった形が一番利便性が高いんだろうか、皆さんのお役に立てるんだろうかっていう形で全て機構改革考えられたと思いますんで、そういったところが、我々は分かっていますけど、きちっと伝わるようにしていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○**岡田委員長** そのほか。

今城委員。

○**今城委員** 一つ、介護予防のフレイル対策推進室の件なんですけども、介護予防についてという、そこ重点的というか、やっていくということで、それはとても米子市が今後目指していく部分なので、いいと思っているんですけども、介護予防というふうになると、このフレイルの部分というのが介護保険を使う部分と使わない部分というところに分かれてくるんじゃないかなというふうに思っていて、そうなるのであればこれまで長寿でやっていた介護保険の部分というものがこちらにそのものも移ってくるということもあり得るのかなというふうに思うんですけど、この辺のところは明確にならないんですけど、その辺のところはどうなんでしょうか。

○**岡田委員長** 宇山課長補佐。

○**宇山調査課長補佐兼行財政調査担当課長補佐** その部分につきましては、おっしゃいますように現在長寿社会課のほうで所管をしております介護予防の事務の一部が今後、4月からフレイル対策推進課のほうに移るということになります。

具体的には、介護予防・日常生活支援総合事業の介護支援ボランティアですとか、通所型サービスのB、C、それから認知症予防の啓発ですね、そういった事業につきましては4月以降フレイル対策推進課のほうで行うという整理をさせていただいております。以上

です。

○岡田委員長 今城委員。

○今城委員 そうすると、日常生活支援とかそういうのというのは、結果的にはそれを受給している介護保険を使われる方々に関連してくるところになってくると思うんですね。こちらの分掌の在り方として変えていくというのはこちらがすることだけでも、さっき奥岩委員もおっしゃったみたいに、じゃあ、受給しておられる方とか、そういう市民の側とか、使われる側にとってはこれはどうなのかというところの意味がこちらに伝わってこないですね。言ってみればメリットの部分とか、もちろんデメリットもあるのかもしれませんが、そこら辺あたりについては説明していただきたいんですけど。

○岡田委員長 宇山課長補佐。

○宇山調査課長補佐兼行財政調査担当課長補佐 介護保険という制度で見ますと、その一部がフレイル対策推進課のほうに移るということで何か二股になってしまうような印象とかがあるかもしれませんが、むしろ、何というんでしょうか、市民の方が受けられるサービス、介護予防、フレイル予防に向けてのサービスとしては、介護保険の一部を含むことによって一体的なサービスが受けられる、そういった観点から今回このような事業についてフレイル対策推進課のほうに移させていただいたということでございます。

○岡田委員長 今城委員。

○今城委員 いや、それは分かるんですよ。もちろん分かっているんですけども、1人の人が介護予防の部分と介護の部分を使うということは基本的にあり得ないわけなので、実際はね、なんだけれども、一つの家庭では介護予防の部分を使っている人もあれば、介護の部分を使っている人もあるわけですね。そうしたときにあっちです、こっちですって言って混乱を起こすようなことはないんですかっていう意味なんですよ。そういうようなことが起こるんだったら、こういうことをするのは意味があるんですかっていう気持ちになるんだけど、その辺どうですかってこと。一つの保険を使うわけですからね。どうなんですか、その辺は。

○岡田委員長 答えられますか。

宇山課長補佐。

○宇山調査課長補佐兼行財政調査担当課長補佐 もちろんその部分につきましては、利用者の方に御不自由がないように両課で緊密に連携をするということは当然必要になってくるというふうに考えております。

(「委員長。」と声あり)

○岡田委員長 いいですか。

○今城委員 いいよ。部長が。

○岡田委員長 永瀬総務部長。

○永瀬総務部長 少しだけ補足をさせていただきます。委員御指摘の点って非常に重要な観点で、よくよくチェックしていかないといけないことだろうかと思います。基本的には先ほど担当のほうで申し上げた理念の下に機構改正は進めていきたいとは考えていますけど、詳細の部分については引き続き担当課のほうにサービス受けられる側の方に不自由のない点が本当はないのかというよくよくチェックして、そういった十分に周知啓発も含めてメリットのほうが高いという判断ができる内容について移行を図っていきたい、その



ように考えております。ありがとうございます。

○岡田委員長 いいですか。

今城委員。

○今城委員 分かりました。よろしくお願ひします。ちょっと不安を覚えております、その辺あたりが。しばしばそういうことでサービス受けられなかったんですけど、どうすればいいんですかとかいうことが結構あるんですよね。こういう機構改革に伴ってのことというのが。なので、そこら辺はよろしくお願ひします。

もう一つ、これはお願ひなんですけれども、これまでのところで様々な機構改革や分掌の持ち替えなどなどが行われていたためにというか、そのことで、私たちもそうなんですけれども、この事業とか、この相談はどこに行ったらいいかになってことが全く分からないような状況にちょっと陥り始めているなって個人的に思っています。そうすると、この仕事、このことで聞きたいことはどこに行けばいいかってことの分掌がきちっと分かるような一覧を、3月議会でも結構ですので、つけていただきたいなと思います。今回変わることになりましたというところだけのもの、新旧対照表つけていただいているんですけど、課としての名前とかいわゆる組織としてのものはあっても、そこが何の仕事をしてるんですかっていうことがはっきり分からないと分からないし、それに伴ってこれまで数年間の持ち替えがあったことよっての何をしているのかってことがこちらに分からないということあまりにもちょっと多くなってきたなと思って、これは当局がすごく悪いわけではなくって、そういうものの認識をきちっとその都度その都度私たちもしてなかったなと思うんで、これを機にできればそういう一覧表を作って配付していただくなり、公表していただくなりみたいなことがあると皆さんにも利便性は高まるのかなと思いますので、ちょっと御検討いただければと思います。よろしくお願ひします。

○岡田委員長 よろしいですか。何か答弁は。

足立課長。

○足立調査課長 そういたしましたら今、委員御指摘あったものにつきましては、何らかの形でまた議会のほうにお示しさせていただきたいというふうに思いますのと、市民の方にも当然周知は必要になってくると思いますので、市民の皆様に関係ある部分等につきましては広報ですとかホームページ等で周知していきたいというふうに考えております。よろしくお願ひします。

○岡田委員長 今城委員。

○今城委員 関係あるところだけじゃなくて、全体として何の仕事をここはしてるのかってところが分かるようにしていただきたいです。お願ひします。以上です。

○岡田委員長 よろしいですね。

○今城委員 いいです。

○岡田委員長 では、そのほか委員の方。

〔「なし」と声あり〕

○岡田委員長 ないようですので、それでは、本件については終了いたします。

次に、庁舎再編に係る令和5年度の取組について、当局の説明を求めます。

足立調査課長。

○足立調査課長 そういたしますと、庁舎再編に係る令和5年度の取組につきまして御説

明させてやっていただきます。

まず本日の資料についてでございますが、お手元に5種類お配りしております。右上に総務政策委員会資料と記載しております説明用の資料がまず一つ。そして続きまして、A3横長で右上に資料1-1ですね、それと資料1-2と記載しておりますのが糶町庁舎の米子市の都市整備部が入る1階と2階の配置図でございます。そしてA3横長の資料2につきましてが都市整備部が移管した後の市役所本庁舎の2階の配置図。そして最後に、A4の縦長の資料3につきましてがふれあいの里の配置図というふうになっております。

それでは、右上に四角囲みで総務政策委員会資料というふうに記載しておりますA4の資料を御覧いただけますでしょうか。こちらに沿って令和5年度に実施いたします予定のあります取組を御説明させていただきます。

まず、1の糶町庁舎への移転についてでございます。現在建設工事が着実に進行しております。令和5年度の夏に竣工予定というふうになっております。引渡し後に営繕課を除きます都市整備部が糶町庁舎に移転することというふうになります。

そういたしますと、資料1-1を御覧いただけますでしょうか。A3の横長のものになります。こちらが糶町庁舎の1階の配置図というふうになっておりまして、配置につきましては、2階が、西側ですね、西側が正面入り口で、北側に県の建築住宅課、そして南側が市の住宅政策課と、県と市の公営住宅部門が隣接配置されることというふうになります。

それでは、続きまして、資料の1-2を御覧いただけますでしょうか。こちらが2階の配置図でございます。北側につきましてが建設企画課、そして南側が左側から都市整備課、道路整備課、そして都市整備部長室が配置されます。

そして3階に鳥取県のほうの県土整備局が入居することというふうになっております。

このように県と市の関係部局が隣接・近接配置されることとなりまして、住民の利便性の向上、そして県と市の連携強化が図れるものというふうに考えているところでございます。こちらにつきましては令和5年の10月に供用開始をする予定というふうにしていただいております。

続きまして、説明資料のほうに戻ってさせていただきますと、説明資料2の部分、県税事務所の米子市役所本庁舎の2階への受入れについてでございます。営繕課を除く都市整備部の糶町庁舎への移転後というふうになりますが、西部県税事務所が市役所本庁舎の2階に移転してまいります。こちらにつきましても米子市の税務部門と隣接配置することによりまして連携の強化、住民の利便性の向上が図れるものというふうに考えているところでございます。

続きまして、3の第2庁舎の一部部署の本庁舎移転についてでございます。こちらにつきましても都市整備部の糶町庁舎への移転後というふうになりますけれども、経済部の一部、具体的に申しますと経済戦略課、農林課、水産振興室、そして経済部長室、そのほかにつきましては農業委員会と中海・宍道湖・大山圏域産学・医工連携推進協議会、こちらを本庁舎の2階の東側に移転いたします。

それでは、資料2を御覧いただけますでしょうか。A3の横長のものになります。こちらが本庁舎の2階の配置図というふうになります。北側の左から申し上げますと、米子市の固定資産税課、そして市民税課、南側に収納推進課と同じ位置取りでございます。

大変申し訳ございませんが、南側、担当名は記載をしておりますけれども、担当課名を

漏らしておりました。こちら収納推進課でございます。おわびして訂正いたします。

そして市の税務部門がこのように隣接する形で、現在の建設企画課ですね、そして営繕課、住宅政策課の位置、現在がその3課がある位置に西部県税事務所が移転してまいります。そして東側、駐車場側になりますけれども、こちらのほうに契約検査課は今と同じ位置。その隣になります。そちらのほうに営繕課、そして南のほうに、下のほうに向かっていきまして、農業委員会、水産振興室、そして農林課というふうに続きます。農林課の隣、図面上では左側が経済部長室、左側に向かっていきまして、経済戦略課、商工課を配置することとしております。

それでは、大変申し訳ございませんが、再度説明資料のほうを御覧いただけますでしょうか。4のふれあいの里のさらなる利活用について御説明させていただきます。こちらにつきまちは庁舎再編ビジョンにもうたっておりますけれども、第2庁舎から人権政策課、そして人権情報センター、そして本庁舎の4階から男女共同参画推進課、そして旧庁舎の新館から男女共同参画センターかぷりあでございますね、こちらはふれあいの里に移転いたします。

そのほかにつきましても総合的な総合体制、そして関連組織の部局の連携強化というものを図りたいというふうに考えておまして、ふれあいの里の中の事務室、施設の配置の見直しを行いたいというふうに考えております。こちらは米子市だけではないですけれども、全国的な課題ではあるんですが、今後、少子高齢化が進んでいく、また以前に比べて地域のつながりの希薄化が進んでいるという問題がありまして、その問題へ対応していくためのものがございます。具体的に申しますと、現在ふれあいの里の1階と2階に分散しております米子市ふれあいの里総合相談支援センターえしこにでございます、こちらと米子市の社会福祉協議会、そして米子市ふれあいの里地域包括支援センター、そして米子市福祉保健部の福祉政策課を2階に集中的に配置する計画というふうにしております。

これらに加えて、1階に配置しておりますこども総本部と教育委員会学校教育課の事務室につきまして執務環境の改善も図ることも考えておまして、1階のフロア内で一部移動を行いたいというふうに考えているところでございます。

それでは、資料3を御覧いただけますでしょうか。こちらはA4の縦長のものになります。こちらがふれあいの里の移転後の配置図というふうになっております。

まず、1階についてでございますが、右上のほうですね、もともと総合相談支援センターえしこにがありました。そちらが2階に移動することになりまして、その空いた場所にこども支援課が、そしてこども支援課が現在配置されてるところにこども政策課の一部が移動する予定というふうになっております。また、正面玄関入って左側、現在喫茶コーナーがありますが、そちらの位置に人権情報センターを配置する予定としておまして、人権情報センターと喫茶コーナーを併設することというふうになります。

次に、下の部分ですね、2階についてでございますが、北側に人権政策課、男女共同参画推進課、そして男女共同参画センターかぷりあでございます、を配置いたしまして、南側につきまちはボランティア研修室の一つ、こちらを4月の末日で利用終了というふうにいたしまして、そちらと今の現在の社会福祉協議会がある位置に総合相談支援センター、そして社会福祉協議会、地域包括支援センター、そして福祉政策課を集中して配置する計画というふうにしていただいております。説明は以上でございます。

○岡田委員長 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの質疑、意見を求めます。

松田委員。

○松田委員 2番の県税事務所の本庁舎への受入れということで、西部総合事務所から西部県税事務所の受入れを行われるということなんですけども、そうすると米子市のほうの庁舎の一部をもちろん使用するというので、管理費用というか、管理手数料というか、県から受託するような手数料というのはどれぐらいになるんでしょうか。

○岡田委員長 足立課長。

○足立調査課長 当然県税事務所が市役所を使用するに当たって使用料というものが発生することにはなるんですけども、その使用料につきましては、公共用の利用であるということを踏まえまして、全額減免ではないですけど、2分の1減免をする方向で考えているところでございます。

○岡田委員長 松田委員。

○松田委員 大体幾らぐらいになりそうなんですか。

○岡田委員長 泉原担当課長補佐。

○泉原調査課担当課長補佐 県税事務所の入居に当たりまして頂きます行政財産使用料の見込みということでございます。10月以降入っていただくという方向で考えておりますので、半年分ということでちょっとお答えをさせていただきますけれども、概算でございますが、大体100万円ちょっと超えるかなというぐらいのところで見込んだところでございます。以上です。

○岡田委員長 松田委員。

○松田委員 もう一ついいですか。

○岡田委員長 どうぞ。

○松田委員 ふれあいの里のさらなる利活用ということで、ふれあいの里のレイアウト変更改修をということですけど、この費用は大体どれぐらいかかるような見通しでしょうか。大きいものではないでしょうか。

○岡田委員長 足立課長。

○足立調査課長 こちらにつきましては新年度予算になりますので、また議会のほうにお諮りさせていただくことになりますけれども、大体のところでは約3,000万円ぐらいになるという。

○岡田委員長 よろしいですか。

○松田委員 はい。

○岡田委員長 そのほか。

奥岩委員。

○奥岩委員 ふれあいの里のほうなんですけど、実施時期は調整中ということで、分かりました。

現状、1階と2階入ってますよね。これふれあいの里、こども総本部ができたときに、そのときも1階と2階とレイアウト変更して移動していただいたところもあったかと思うんですけど、そういたしますと、先ほどの行革の話ではないんですけど、市民の皆さんふれあいの里に行っておられた方々が、一昨年1階のところが変わって、2階に移って、ま

た今度2階のところの窓口が変わって奥まってしまっていてというので、ちょっとこの1年、2年の間に移動が多くて、利用者側さんのほうからすると混乱するのではないかなというふうに危惧するんですけど、そういったところに関しましてはどのようなフォローされますでしょうか。

○岡田委員長 足立課長。

○足立調査課長 委員御指摘のとおりというふうに考えております。先ほどの機構改正のお話とも同じこととなりますが、当然市民の方が困られないように、例えば市報ですとかホームページ等々でこれは周知していきたいというふうに考えているところでございます。

○岡田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 現地ではされませんか。ふれあいの里では周知とか、どなたかフォローされたりとかっていうのはされませんか。

○岡田委員長 永瀬部長。

○永瀬総務部長 駐車案内全般のことにもなろうかと思えます。こども総本部つくったときにどの程度したかちょっと確認しておりませんが、その辺の確認も併せまして、担当課のほうが福祉保健部の福祉政策課にもなりますので、そこちょっと十分に調整してみたいと思います。以上です。

○岡田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 市報とかホームページでももちろんそれはやっていただくんですけど、ふだん行っておられる方が変わる、突然ではないんですけど、ある程度工事期間を経て変わると思うんですけど、そういったときに例えば大きく掲示していただいたりとか、これがここが変わりますよとかっていうふうにしていただいと、供用開始した後も大きく掲示していただくと視覚的にも分かりやすいんじゃないかなと思いますし、市報、全戸配布はされてるんですけど、1回見るか見ないかですし、ホームページの場合もチェックをするかしないかになってしまいますので、それよりは使われる方が、行かれる方が目につくように分かりやすく、しかも大きくっていうようなところ心がけていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○岡田委員長 いいですか。

永瀬部長。

○永瀬総務部長 そのように検討してまいりたいと思います。

○岡田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 よろしく願います。

ふれあいの里に関しましては、いろいろありまして利用の仕方がこの数年でどんどんどんどん変わってはきているんですけど、それに伴って先ほども申し上げましたとおり、いろいろなサービスのところはあそこが変わったり、ここが変わったりとかっていう使い方も変わってきてますので、今後また利用の仕方が変わるようなことって想定されますでしょうか。

○岡田委員長 足立課長。

○足立調査課長 例えば庁舎再編ビジョンにうたってる今の移転というのは、新たに事務室が動くというのは計画上では今のところこれが最後というふうになりますけれども、今後、大規模改修が控えている中で、例えば今休止しておりますお風呂の部分のどのよう

していくかというのは考えないといけないというふうに思っておりますが、いかんせん今ふれあいの里につきましては、このコロナ禍の状況でワクチンの接種会場にもなっている中で、限られたスペースをいかに有効に活用していくかというところで現在のこのような形で利用するという形を取っておりますけれども、先ほど申しましたように今後、例えばコロナが収まってまいりまして、大規模改修ということになりましたらその施設の在り方を含めて当然検討していかないといけないというふうに考えているところでございます。以上です。

○岡田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 コロナの話も出たので、聞こうかなと思ってたんですけど、今後アフターコロナ、ビヨンドコロナか分かんないですけど、というような形で、ふれあいの里、場所的にも都市中心地になるようなところですし、交通の利便性もいいので、今後また一気に利用者さんが戻ってこられたりとか、それ以上に増えるということは想定されますので、それを見越して、今回ただ場所を移動するんだというところだけではなくて、先ほど案内して分かりやすくしてくださいよと言ったように利用者さん目線に立って使いやすいようにしていただけたらと思います。よろしくをお願いします。

○岡田委員長 そのほか。

今城委員。

○今城委員 まず一つは、ふれあいの里のほうに様々な部署が今後動いてくるというようなこともあり得るかなと思ったりするんですけども、現在がどうかな、ちょっと前まで私は認識してたのは水曜日が休館というような扱いになっていたかなと思ってるんです。それは行政の部分が休館になるというわけではなくって、その他の会議室なりなんなりというところが休館という感じのことが起こってきてると思ってたんですけども、今後こういうような形で動いていくってことになるのと休館日の考え方というのを無休とか何か考えないといけないのではないかなと私は思ってるんですけど、そういう今後の検討みたいな感じのことはお考えなんですか。

○岡田委員長 永瀬部長。

○永瀬総務部長 その辺りのところも今後のふれあいの里というのが、もともとあそこを建てたときにいわゆる福祉保健総合センターということで始まったものが時を経て違う形になって、ある意味住民の皆さんに幅広の利用をしていただくようなところになってます。そういった時代の変化に伴って、形態の変化に伴ってどうあるべきかというのは、その施設の所管であります、先ほど申し上げましたけど、福祉保健部福祉政策課と十分に協議をするようにしていきたいなと思います。以上です。

○岡田委員長 今城委員。

○今城委員 よろしくをお願いします。

それとちょっと確認させていただきたいのが、第2庁舎、今回のこの5年度の間というのにいろんな形で順を追ってそれぞれの移転場所に動いていくということになるようなスケジュール感なんですけど、その第2庁舎が、言い方が変かもしれませんが、空っぽになるのは結局はいつというのを想定していらっしゃるのでしょうか。

○岡田委員長 足立課長。

○足立調査課長 すみません。第2庁舎の部分、先ほどちょっと説明し切れてなかった部

分がございますので、ちょっとそれも併せて説明させてやっていただきます。先ほど第2庁舎から経済部の一部が本庁舎の東側、そして人権政策課と人権情報センターがふれあいの里に行くというふうに申し上げたのですが、そこに今、第2庁舎にいて、その中に入っていないところというものが文化観光局がございます。庁舎再編ビジョン上では、じゃ、第2庁舎に入ってる事務室の行き先として、例えば旧庁舎の新館に簡易な建物を建てるか、あるいは民間ビルを借り上げて、そちらに移転するというふうにビジョン上はうたっております。

ただ、現時点におきましては旧庁舎新館のところに簡易な建物を建ててということはあるべく避けたいというふうに考えておりまして、可能性としては今後、民間ビルを借りて、そちらのほうに入居するという可能性もございます。

ただ、現時点におきまして、先ほどねりんピック推進課のことを申し上げたのですが、こちらは第2庁舎のほうに配置したいというふうに思っているところでございます。少なくとも、ねりんピック推進課は文化観光局のほうに新たに設置しますので、文化観光局については、その大会が終わるまでといいますか、は今の第2庁舎を利用できる範囲であれば利用したいというふうに考えておるところでございます。じゃ、その後どうするんだということになりますと、先ほど申し上げましたように第2庁舎から出た後には民間ビルを借り上げて一時的に入るということも考えておるところでございます。

ただ、以前議会のほう、特別委員会だったかな、お答えさせていただきましたが、じゃあ、未来永劫ずっと民間ビルのほうに入るのかというと、そういうふうには想定しておりません。今、本庁舎の敷地のほうの交渉もしておりますが、今後、例えばデジタル化等々によりまして事務室というのは今よりも縮小される傾向になってくるというふうに考えておりまして、その空いたところに、借り上げとって入った事務室というのは、じゃ、事務室が縮小されて本庁舎のほうが空いてきたらそちらのほうに戻ってくるということをイメージしているところがございます。簡単ですが、以上です。

**○岡田委員長** いいですか。よろしいですか。

そのほかありませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○岡田委員長** ないようですので、以上で総務部からの報告を終わります。

総務政策委員会を暫時休憩いたします。

**午前10時53分 休憩**

**午前10時54分 再開**

**○岡田委員長** それでは、総務政策委員会を再開いたします。

総合政策部から2件の報告がございます。

初めに、だんだん広場の管理移管について（報告）を当局の説明を求めます。

石原都市創造課担当課長補佐。

**○石原都市創造課都市計画担当課長補佐** だんだん広場の管理移管について、これまでの協議経過及び今後の予定などについて御報告いたします。

協議の経過についてですが、令和4年11月、第2回米子駅周辺活性化連携会議において鳥取県から米子市への管理移管に向けて調整することを提案しました。

12月以降は、鳥取県と管理移管に向けた条件整理や契約方法などを協議したり、修繕

箇所について現地確認を行ったりしたところでは。

管理移管の内容についてですが、管理移管を受ける目的は、米子市が進める歩いて楽しいまちづくりの推進を踏まえ、市が管理する公園と同様の運営を行うことで駅周辺の活性化につなげるためです。

管理移管の予定日は、令和5年4月1日。管理移管の方法は、土地及び公園施設を無償貸付けにより移管を受けます。管理移管後の管理についてですが、都市整備部において米子市都市公園の管理施設に追加し、指定管理者制度により管理を行います。

今後の予定についてですが、令和5年2月17日、鳥取県、JR西日本、米子商工会議所及び米子市の四者による米子駅周辺の賑わいづくりに関する協定を締結。この協定は、相互連携と協力により南北が一体化した米子駅を中心としたまちのにぎわいづくりの推進に取り組み、周辺地域の活性化に寄与することを目的としています。

鳥取県と米子市の議会閉会后、土地の無償貸付契約を締結。3月31日付で鳥取県が都市公園の廃止を国へ報告。4月1日付で米子市が都市公園の設置を国へ報告するとともに、都市公園供用開始の告示を行います。

裏面にだんだん広場の概要を載せていますので、参考にしてください。以上で説明を終わります。

**○岡田委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

森田委員。

**○森田委員** にぎわい創出に向けて鳥取県から米子市に管理を移管するということだったんですけども、だんだん広場って多分使ってもらって何ぼだと思んですけど、利用者からしたら県が管理してようが、米子市が管理してようが、使いやすかったらどっちでもいいなっていうところで、そもそも、じゃあ、米子市に管理が移管されたときにどういったところで利便性が向上するのかっていうところがもう少し詳しく知りたいんですけども、もし分かればお願いしたいと思います。

**○岡田委員長** 相野都市創造課長。

**○相野都市創造課長** そうしますと、県から市へ管理が移管になったときの例えば利便性の向上とか、どういったことが考えられるかというような御質問かと思しますので、お答えさせていただきます。

まず米子市のほうでは、今、民間の方にいかに公園を使っていたかという視点でパークマネジメントという取り組んでおります。その中で以前トライアルサウンディングとかをしながら公園の使い方を民間の視点でどういった活用ができるかとか、どういったことが求められているというようなことを取り組んでるところです。県管理のままですとそういったことがなかなか米子市の思いを酌んで取り組んでいただく、なかなか難しいんですけども、米子市の管理ということになればそういったことを米子市の視点で、米子市民の皆様がいかに公園使っていたかというような視点で取組ができるというふうに考えてるところです。

**○岡田委員長** いいですか。

森田委員。

**○森田委員** ありがとうございます。トライアルサウンディングもやっとなられるというこ



とでしたけれども、そもそも現在でも割と利用のハードルは高いかなって印象があるので、そこも踏まえて制度設計の部分などももう一度見直した上でこういったことをやっていただかないと、ただお金がかかるだけってというような印象になってしまうんですけども、その辺りはいかがでしょうか。

○岡田委員長 八幡総合政策部長。

○八幡総合政策部長 御指摘のとおりだと考えておりまして、まずイベントの数自体が、駅前でいろんなイベントあるわけですけども、本市の場合ですと必ずしも都市整備部だけのイベントではなくて、ほかの経済部のイベントというのも、例えば米子城跡等のイベント等、そういうのがたくさんあるわけでございます。それで委員言われるように、使って何ぼ、使って何ぼという言い方はちょっと、すみません、適切ではないかもしれませんが、いかに使うかということで、やっぱり本市が管理をいたしますと、県のイベントはもちろん、本市のあらゆるイベントですね、例えば福祉保健部関係のイベントとか、そういうのがいろいろと可能性が出てくるのではないかと。そしてある意味そういうような可能性を持ってどんどんどんどんあそこにぎわうために使っていかなきゃならないということが趣旨でございます。

ですから、今の時点で例えば具体的に、じゃあ、何と何というようなことは考えては、まだこれからの話ですけど、具体的なものはここでお示しすることはできませんが、今後ぜひ皆さん方のほうからでも例えばこういうイベントを駅でやったらどうかとか、あとは当然、先ほど課長のほうが申し上げましたけども、様々な御提案を、民間の皆さんからの提案をぜひ頂戴して、より一層米子駅周辺ににぎわいの創出につなげていきたいと、そういうふうに考えているところでございます。

○岡田委員長 いいですか。

そのほか。

徳田委員。

○徳田委員 資料の報告の1枚物の表面ですけども、管理移管の方法の次のところで修繕が必要な施設についてはって書いてあるんですけども、ここ具体的にどこの箇所だとかというのはもう判明してるんでしょうか。

○岡田委員長 相野課長。

○相野都市創造課長 修繕が必要な箇所の確認ですけども、事前に鳥取県の担当のほうと市の担当のほうで確認をさせていただいております。例えば街灯が若干つかなくなるとか、あと公園内の舗装面というか、板ですね、石、そういったものが割れてるとか、がたつきがあるとか、そういったところを確認させていただいております、それにつきましては県のほうで修繕のほうをいただくようにしております。以上です。

○岡田委員長 よろしいですか。

徳田委員。

○徳田委員 じゃ、それをきちっと直った段階で4月1日から管理移管を受けて供用開始という理解でよろしいですよ。当然ながら。

○岡田委員長 相野課長。

○相野都市創造課長 そのように理解いただければと思っております。

○岡田委員長 徳田委員。

○**徳田委員** 分かりました。

○**岡田委員長** そのほかいいですか。

松田委員。

○**松田委員** 3番の管理移管後の管理ということで、管理費用、指定管理料209万円、施設修繕費等ありますけれども、県の今現在で判明してる修繕が必要なところは完了して移管を受けるということで、確認ですけど、無償の貸付けということで、例えばモニュメントだとか、そういったものが大きく破損した場合にはどこが修繕費用を持つというのは、県という認識でよろしいんでしょうか。

○**岡田委員長** 相野課長。

○**相野都市創造課長** 今後の破損等生じた場合の管理の例えば責任とか、そういったことになろうかと思えます。

すみません。先ほどの徳田委員の御質問、若干補足させていただくんですけども、3月中に仮に補修が完了間に合わなかった場合、そういったものについては引き続き県のほうで修繕をしていただくというようにしております。管理が終わったものについては、引き続き市のほうが管理移管を受けると。

一見、今修繕が必要な箇所を確認させていただいてるんですけども、例えば確認できなかった隠れたようなところの修繕が後々必要になった場合については、こういった事例が出ただけで、どうだろうかということでその都度協議するというようなことで協定のほう取り交わしをするように考えております。以上です。

○**岡田委員長** よろしいですか。

松田委員。

○**松田委員** ちょっと懸念されるのは、やっぱり大きいモニュメントだとか、大きな修繕が発生した場合に米子市が結果、負担してしまうみたいなことになってしまうと、何ていうのでしょうか、将来発生するコストを今想定して考えないといけないけど、結果、大きな費用はかかっちゃうみたいなことがあるとどうかと思うので、やっぱりその辺りは最初の貸付けの契約の段階できっちりルールはある程度、米子市がなるべく損にならないような形で交渉はしていただいて、契約を結んでいただきたいと思います。以上です。

○**岡田委員長** よろしいですか。

そのほか。

伊藤委員。

○**伊藤委員** それでは、費用管理、指定管理料209万円なんですけど、ここの施設修繕費、樹木管理費等ありますけれども、今現在の内訳がもし分かれば教えていただきたいんです。どれくらい費用がかかっているっていうこと。

○**岡田委員長** 分かりますか。

北村都市整備課長。

○**北村都市整備課長** すみません。今の内訳についてですけども、ちょっと今すぐその金額等は分からないんですが、一応この209万円につきましては、鳥取県さんのほうと前年度とか前々年度かかった費用をお伺いして計上しているものですので、今現在樹木管理費、施設清掃費とかが数字を持ってませんので、ちょっとお答えできませんけども、もし必要であればまた資料提出したいと思います。

○岡田委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 また教えていただければと思います。

ちょっと心配するのが、今光熱費がどんどん高くなっておりますが、そういうことも考えていらっしゃるのかなと思ったところと、あと指定管理ですけれども、できれば部分的にでも障がい者の優先調達を検討いただければと思っておりますので、以上、意見ですので、よろしく願いいたします。

○岡田委員長 そのほか。

奥岩委員。

○奥岩委員 駅の南北自由通路整備事業を契機としたということで、ウォークブルもありますし、一体的にこれで発展するんだらうなということで、ぜひぜひ市のほうでできるところはやっていただきたいと思えますので、ありがとうございます。

供用開始といいますか、管理移管が年度初め、4月の1日からということで、南北自由通路が恐らく夏ぐらいですかね、開始が。多分南北のほうは大々的に何かセレモニー的な開通式みたいなものがあるかと思うんですけど、その際にここも米子市が使える場所になっておりますので、少しといいますか、大きなイベントがあってもいいのかなと思えましたので、予算のこともあるとは思いますが、せっかく米子市で使えるところになりましたので、ウォークブルのところにも入ってますので、そういったところもにらみながら夏に向けて頑張っていただけたらと思います。意見です。

○岡田委員長 いいですか。

そのほかありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○岡田委員長 ないようですので、本件については終了します。

次に、地域公共交通計画（素案）について、当局の説明を求めます。

倉本交通政策課長。

○倉本交通政策課長 それでは、地域公共交通計画の素案ができましたので、本日説明させていただきますと思います。

お配りしております1枚物の資料ですね、表裏を使ってちょっと説明させてもらおうと思います。要所要所で計画本文のほうもちょっと参考に、参照させてもらいながら説明したいと思います。

それでは、まず計画の名称と趣旨でございますけれども、計画名称は米子市公共交通計画でございます。地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条に基づき策定する法定の計画となっております。本市における交通政策のマスタープランとなるものでございます。本市におきましては、4年前になるんですけども、令和元年に公共交通の方向性を示した米子市公共交通ビジョンというものをつくっておりましたので、これをベースに改定する形で今回作成しております。

計画の位置づけでございますけれども、米子市まちづくりビジョンを上位計画としまして、都市計画マスタープランであったり、立地適正化計画、あとは鳥取県のほうが策定しております鳥取県西部圏域の公共交通計画など、その他の関連の計画と整合・連携等を図りながら策定しております。

計画の区域と期間ですけれども、区域は米子市全域を区域としておりまして、期間は令和

5年度、来年度から5か年の計画でございます。

計画の基本理念と基本的な方針でございます。この計画の基本理念という一番大事な考え方なんですけども、前身の公共交通ビジョンも実は理念というの持っております、そこでは「公共交通を活かした 住んで楽しいまち よなご」という理念を掲げておりました。今回これを「公共交通を活かした 持続可能なまち よなご」に変更しました。これは昨今の公共交通を取り巻く厳しい状況や今後、人口はどんどん減っていくという人口減少社会を見据えまして、自家用自動車に依存しない社会へ誘導していこうということで、持続可能な交通体系の構築を目指したいという考えで文言を変更したものでございます。

施策の基本方針と推進施策の柱というものは、この体系図というところでお示ししているとおりでございます。この体系につきましても基本的には前身のビジョンを踏襲している形ですが、一つちょっと項目を追加しております、推進施策の柱の一番下にございます多様な移動ニーズへの対応という柱を1本追加しております。

これにつきましては計画本文の17ページが該当ページになりますので、ちょっと御参照いただけたらと思いますが、多様な移動ニーズへの対応ということで、この内容がどうということかといいますと、公共交通の利用がなかなか困難な方ですね、例えばJRの駅であったりバス停までの移動が困難な方について、移動困難者ということでよく言われてると思いますけども、これらの方に対する対応についてちょっと記述を追加しております。特に高齢者につきましては、今後、高齢化はどんどん進んでいくと思われまますので、移動ニーズが一層高まっていくと見込まれますので、福祉有償運送や福祉タクシーといった既存の移動手段を活用するということは当然ですけども、それに加えまして全国の事例の調査研究を進めながら福祉政策と連携した移動支援に取り組みたいという考えでございます。

それでは、ちょっと戻っていただきまして、1枚物資料の今度裏面を御覧ください。目指すべき公共交通の将来イメージということで、図面を掲載しております。御承知かと思いますが、本市ではコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを進めるということとしております。コンパクトシティを実現するための計画が、現在米子市のほうも作成しておりますけども、立地適正化計画でございます。各拠点を結ぶネットワーク、コンパクトな拠点を結ぶネットワークを維持・改善するための計画というところがこの地域公共交通計画の役割でございます、両輪の計画というふうに例えられておりますけども、非常に関連性が高い計画でございますので、それと整合を取る形でこの将来イメージを制定いたしました。

続いて、今度8番目ですね、バス路線再編の検討の方向性というふうに記述の項目でございます。向こう5年間で交通政策として特に力を入れて取り組むことの一つとして、バス路線の再編を考えております。この方向性をバス路線再編の検討の方向性として今回お示しします。

計画本文では、13ページ、14ページが該当ページですので、ちょっとこちらも御参照いただけたらと思います。

このバス路線検討の方向性についてですけども、近年、路線バスの経営状況というのは非常に厳しい状態になっております。コロナ禍で利用者はさらなる減少、また運転手不足の深刻化など厳しい状態がコロナ禍で加速化しているという状況にありまして、路線の再編や統合を進め、より効率的な運行を進めていかなければ維持していくこと自体が困難な

状況となっております。そこで今回お示しした方向性で路線の再編に取り組んでいきたいと考えとります。

黒ポチで3つちょっと掲げておりますけれども、人口集積地や集客施設のある地域ですね、立地適正化計画の居住誘導区域などが該当しますけれども、路線変更、循環線化などの手法を用いて、路線バスを充実させる。

続いて、2番目が、中心市街地、都市機能誘導区域の米子駅周辺の区域が該当しますが、路線バスを充実させつつ、補完させる形でだんだんバスを運行し、利便性を確保していく。

黒ポチの3番目ですね、上記以外の区域については、これ郊外の区域が該当すると思っておりますけれども、JRの駅などの結節点を介しまして、末端をフィーダー化（コミュニティーバス化）するなどして、利便性を確保するという方向性としております。

このフィーダー化のところはちょっと分かりにくいと思っておりますけれども、ちょっと簡単に説明しますと、現在路線バスは主に郊外と米子駅を結ぶネットワークになってると思っておりますけれども、これを幹線となるバス路線ですね、今あるバス路線を地域の拠点となる結節点で接続する幹線の線と支線のバス路線に分けて再編するというようなやり方でございます。駅から地域の拠点までの幹線はこれまでどおりバス事業者さんが運行されまして、拠点からの支線については市のほうでコミュニティーバスなどの手法を使って運行を検討していきたいというものでございます。この対象となる路線については、これからの検討でございますので、ちょっと具体的に今ここをやりますということでは案は今持ち合わせておりませんが、今後また具体的になりましたらお示ししたいと思っております。

9番目ですね、計画の数値目標です。数値目標として、5つの数値目標を掲げております。この数値については、近年コロナの影響をかなり受けて落ち込んでいる状況でございますので、向こう5年間でコロナ禍前に回復させることを基本的な考えとしております。

基本的には回復という数値になってるんですが、最後のところですね、コミュニティーバスの運行負担額というところはちょっと数字が増えていると思っておりますけれども、先ほど触れましたように路線バスの再編をすることによりまして市のコミュニティーバスの運行ということが出てきますので、数字が増えるということで見込んでおります。

この数値目標につきましては、この同じ素案を、実は先週、交通会議という関係者、あと地域住民で集まる会議でちょっと素案をお示したんですけども、路線バスのこの運行、その一個上の路線バスの運行費の補助金の額とか、あとこのコミュニティーバスの関係ですね、路線再編によって数字が結構変わってくるんじゃないかと、今この目標設定してるものが整合は取れてるのかというちょっと御意見もいただいとりまして、先ほどちょっと申し上げましたけど、路線バスの再編についてはまだ場所が、ここをやっていくんだという場所、具体的なものを今、これから考えていくところでございますので、今日はこの数字でお示ししておりますけれども、一旦コロナ禍前に戻すという格好の目標設定で今回は修正したいなという事務局では考えておりまして、ちょっと申し訳ありませんけど、詳細は3月の委員会で最終案として数値目標を再度お示ししたいというふうに考えとります。

最後、スケジュールです。今後のスケジュールですけれども、本日この後いただく御意見や、今現在パブリックコメントをしておりますので、市民の方の御意見もいただいております。来月初旬には計画の最終案をちょっと策定いたしまして、3月の定例会の委員会で報告させていただきまして、その後、3月下旬に公共交通会議で御審議いただいて、

成案を得たいと考えております。説明は以上でございます。

○岡田委員長 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの質疑、意見を求めます。

松田委員。

○松田委員 米子市公共交通ビジョンに比べてどのぐらい変わったかなと思って見させていただいて、郊外の特に高齢者の方とお話しさせていただくと、郊外の方が中心部だとか中心となる路線までの交通手段がなくて大変困ってるって声は、やはりどのエリアでも本当にこれを真っ先に解消してほしいという声が上がってきます。ですんで、やはりこの点についてはもっとスピードアップして踏み込んでやっていただきたいと思います。

それで今後計画を策定して、19ページのところからの計画の推進体制と達成状況の評価の進め方というところがありますけれども、この計画を立てて、それぞれの各個別の施策を具体的にいつまでにするかというのをやはりガントチャートのようなもので各、例えばくらしを支える公共交通機関、13ページのところでいけば、バス路線の再編をいつまでにするかというのをもう全部個別のものを各職員さん、担当の方が見れるようにしていただいて、それでPDCAをきっちり回していただきたいと思うんです。ですんで、チェックというところがやはり、ほかの計画とかも見させていただくと、ほかの部局のですね、チェックというところがもう少し必要じゃないかなというところがあります。それでこのやっぱり公共交通施策については本当に重要だと思いますので、そのPDCAを本当に回す、本気で回すということで、ガントチャートのようなものをつくっていただいて、ある程度、半年なり、3か月なりか分からないですけども、きちんと振り返っていただいて、達成できたかどうかというのをきっちり実行していただきたいと思いますので、それはやっぱり計画の策定のPDCAの次のページぐらいにちゃんと示していただいたほうがいいと思いますんで、要望しときます。以上です。

○岡田委員長 倉本課長。

○倉本交通政策課長 御意見ありがとうございます。この個別事業の進行管理というところになるかと思えます。先日の交通会議でもそのような御意見もいただいております、実際PDCAを回していく際にはその個別事業の計画がないと回していけないと思いますので、その辺については用意していきたいと思えます。

○岡田委員長 いいですか。

八幡部長。

○八幡総合政策部長 補足をさせていただきたいと思いますが、委員さんおっしゃるのは当然そうかなとは思いますが、一方で、この交通政策につきましては、既に御案内かと思えますが、私どもだけで決めれるものではこれはございません。あくまでも、例えばバスの再編でしたら、これはバスの事業者さんと協議が要りますし、その後もそれぞれ、例えばこれ許認可のことがありますので、それなりの期間というのがかかります。

一応今回、先ほど御指摘いただいたとおり、やっぱり新たな項目を設けて、まずは郊外のいわゆる交通弱者と言われる方の柱を一つつくりました。これについては様々な切り口がありまして、例えばですけれども、既に制度として確立しておりますのが介護保険の利用者についてはそういうサービスがあるわけです。それとあとエリアでいうと、弓浜のほう、大篠津ですけれども、大篠津とか永江のほうは福祉有償運送という形で、もうそういうこと

でやっておられるサービスがあります。

中には、じゃあ、結局交通手段をとということではなくて、何に困ってるんだということで、買物に困ってますわということ、これは前回の議会でも私、答弁させていただきましたが、例えば弓浜部とか南部のほうでは要は移動販売車が来る、いろいろと地域のほうを歩かせていただいているというケースもあります。

またまた、これ県のほうなんですけども、ある市民のいわゆる地域福祉計画の中に、県の福祉計画の中に位置づけられて、ボランティア輸送というのを始められる部分もあります。

ですから、なかなかこれ交通政策の難しいところは、例えば私どもだけが頑張っただけでやりますということではなくて、あくまでもやっぱり相手方があって初めて成り立つというものでありますので、委員さんの御指摘の件は非常に重々承知はしておりますけども、やっぱりそのところは少し相手方があって初めて、じゃあ、そういう体制ができて初めて、例えば私どもも予算のことが御提案できるとか、そういうようなことがあるということだけはちょっと一つ御理解をいただきたいというふうに思います。

ただ、今回改めてそういう柱をつくりました。それは今までいわゆる交通政策というのが非常に大事だよということはいつつも、じゃあ、全庁的にそういう今、私が申し上げましたような観点の部局横断的な会議、これがあつたのかといえば、ありませんでした。ですから、これを契機に来年度につきましては、そういう部局横断的な会議はもちろん、あとはこれ交通政策だけやっとしてもなかなか、これあくまでまちづくりの中の交通政策ですから、先ほど課長のほうが申し上げました立地適正化計画との整合ですとか、あとは例えば今回フレイルのこととか最近よく出ておりますけども、その辺りとの整合も含めてやっぱり総合的ないわゆる検討をする必要があるのかなというふうに考えております。

委員御指摘のPDCAについては、できる限りそういうことで皆さん方に今の進捗状況、協議の検討状況になるかもしれませんが、それにつきましてはきちんと御報告させていただきたいと、そういうふうに考えております。

**○岡田委員長** よろしいですか。

松田委員。

**○松田委員** 分かりました。大きな課題だと思いますので、全庁で本当で本気になって取り組んでいただきたいと思います。よろしく願います。以上です。

**○岡田委員長** そのほか。

倉本課長。

**○倉本交通政策課長** すみません。御意見いろいろありがとうございます。

それで路線の再編につきましては、実は国の補助金が当たる場合もございまして、その場合、個別の事業計画というのを立てるようになっておりますので、また具体的にお示しできることもあると思いますので、またその際、御報告させてもらいたいと思いますので、よろしく願います。

**○岡田委員長** そのほか。

〔「なし」と声あり〕

**○岡田委員長** それでは、ないようですので、以上で総務政策委員会を閉会いたします。

午前11時26分 閉会

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務政策委員長      岡 田 啓 介